

## 雇用・産業振興

## 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク

問合せ先：商工労働課（内線 3931、3932）

恵庭市農商工等連携推進ネットワークは、農産物など多様な地域資源を活用した新商品やサービスの開発、販路開拓、市内外への情報発信など、農商工などの連携による地域経済活性化の取り組みを促進するため、知恵を持ち寄って活動することを目的としています。

本ネットワークでは、市内の農業者、商工業者、関係機関・団体を対象に会員を募集しています。入会は無料です。

## 求人・求職・相談

問合せ先：商工労働課（内線 3333）

仕事をお探しの方は、「ハローワーク（公共職業安定所）」をご活用ください。

恵庭市民の方は、千歳市内にあります「ハローワーク千歳」が管轄していますが、市内では「ジョブガイド E N I W A」でも職業相談・紹介サービスを行っています。

（注）「ジョブガイド E N I W A」では、雇用保険関係の手続き、求人受付、各種助成金、職業訓練の受付相談は行っていません。詳しくは、下記をご覧ください。お問い合わせください。

## ■ハローワーク千歳（☎ 0123-24-2177）

主な業務は次のとおりです。

## ●職業紹介

事業主からの求人情報を、求職者に紹介する仕事をしています。

正社員、パート、アルバイトなど、全ての雇用形態での求人を扱っています

## ●雇用保険等給付手続きの受付

雇用保険被保険者の方が、失業後に安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付手続きの受付です

## ●事業主に対し、雇用に関する国の助成金や補助金の申請窓口業務をしています

所在地：千歳市東雲町 4-2-6

業務取扱時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始は休み）

## ■ジョブガイド E N I W A（☎ 0123-35-3100）

主な業務は次のとおりです。

## ●職業紹介、職業相談、紹介状の発行

ハローワーク千歳の職員が常駐し、仕事の相談や紹介を行っています。

また、求人検索用パソコンで恵庭、千歳の他、全道・全国の求人を検索することができます。恵庭市職員による労働相談業務も行っています。

所在地：恵庭市京町 85-2 恵庭市第2庁舎 1階

業務取扱時間：9時30分～17時（土・日・祝日・年末年始は休み）

## 恵庭市中小企業等振興融資

問合せ先：商工労働課（内線 3331、3332）

恵庭市内では、市内の中小企業者などの皆様の経営基礎の強化や事業の活性化を図ることによって、市内の経済産業の発展に資することを目的として、恵庭市中小企業振興融資制度を設けています。

## 【ご利用できる方】

この制度により融資を受けることができる方は、原則として、次のすべての要件を満たし、さらに各資金の貸付区分ごとに定める融資条件に該当する方です。ただし、資金によっては、以下の要件の一部を適用しないものもあります。

## ●中小企業者および協同組合など

業種ごとの資本金、従業員数のいずれかが下記の表に該当する中小企業

※ただし、農業、林業、漁業および遊興娯楽業などの一部は対象外です

| 業種     | 資本金    | 従業員数   |
|--------|--------|--------|
| 製造業その他 | 3億円以下  | 300人以上 |
| 卸売業    | 1億円以下  | 100人以下 |
| 小売業    | 5千万円以下 | 50人以下  |
| サービス業  | 5千万円以下 | 100人以下 |

- 市内に事業所を有している人（起業家育成資金を除く）
- 許認可を必要とする事業にあたっては、その許認可を受けている人
- 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいる人
- 市税を完納している人

## 【ご利用手続き等】

市融資制度のご相談およびお申し込みは下記の取扱金融機関になります。

北洋銀行恵庭中央支店、北海道銀行恵庭支店、北海道信用金庫恵庭支店、北央信用組合恵庭支店

## 恵庭市起業支援事業

問合せ先：商工労働課（内線 3331、3332）

恵庭市内において新たに開業する事業者に対し予算の範囲内において補助（以下「補助」という）することにより、起業者の支援を行い、市内経済の活性化を図ります。

## ●補助対象者

以下の要件をすべて満たしていることが必要です

- ・補助申請時に恵庭市民であることまたは開業後もしくは申請後の3カ月以内に恵庭市に移住すること
- ・当該年度末までに恵庭市内に新たに開業すること
- ・市税を滞納していないこと

## ●補助要件

○以下の要件をすべて満たしている人

- ・開業後6カ月以上継続して営業できること
- ・公序良俗に反する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業、その他市長が適当でないと認める事業でないこと（フランチャイズ契約による開業でないこと）
- ・補助対象者が直接、事業または営業に携わること
- ・市内外からの移転や2店目以降の開業でないこと
- ・以前にこの事業による補助を受けていないこと
- ・各種法令に違反した事業を行っていないこと

○以下の要件のいずれかを満たしている人（下記のどれか1つを満たしていること）

- ・恵庭市の地域資源を活用した事業を行い、地域経済の循環を促進すること
- ・既存商店街にある空き店舗で事業を営み、その属する商店会に協力すること  
※恵庭市内の商店会：恵み野商店会、恵庭駅通商店街振興組合
- ・補助申請時に恵庭市内の大学および専門学校に通学する学生または若者（40歳未満の者をいう。）であること
- ・起業塾に参加するまたは参加したことがあること
- ・「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」に加入し、市内の農商工連携に寄与すること
- ・「恵庭商工会議所」の会員となること
- ・「起業ネットワーク恵庭」の会員となること
- ・恵庭市内の金融機関または日本政策金融公庫で創業関連の融資を受けていること

## ●補助対象経費および限度額

対象経費は店舗取得費、家賃（駐車場含む）、店舗改修費（備品購入費を除く）、設備購入費や設備に係るリース料、ITツール（ソフトウェア、サービス等）、申請手続きに要する経費および広告宣伝費に要する経費とし、これらの合計額の2分の1について50万円を限度として補助を行います（店舗取得費・家賃以外の経費は、市内企業を含めた見積もり合わせが必要です）

## ●補助事業の申請および限度額

事業者は「恵庭市起業支援事業補助要綱」および「恵庭市補助金等交付規則」の規定に基づき補助の申請を行い、恵庭市は申請を受け審査の上補助の可否を決定します

## ●補助事業実施年月日

令和6年4月1日から適用しています

※申請総額が予算額を超過する場合は、年度内であっても受付を終了します